

議第101号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例
京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考以外の部分中	「	2,000	を	「	2,050	に改める。
		1,500			1,540	
		1,700			1,740	
		3,000			3,080	
		2,000			2,050	
	」			」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市野外活動施設京北山国を家の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。